

第149回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松風(本社 厚生館)

決議事項

- **第1号議案** 取締役9名選任の件
- **第2号議案** 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重なご判断をお願い申し上げます。本総会においては、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使のご利用をご検討ください。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年より、ご来場の株主様へのお土産の配布を
取り止めさせていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



世界の歯科医療に貢献する

株式会社 松風

証券コード：7979

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

また、感染拡大防止にご尽力されている医療関係者のみなさまに心より敬意を表します。

さて、当社第149回定時株主総会を
2021年6月24日（木曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2021年6月9日

代表取締役社長

根来紀行



経営理念

創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する

目次

■ 第149回定時株主総会招集ご通知……………	2	■ 事業報告……………	13
■ 株主総会参考書類		■ 連結計算書類……………	46
第1号議案 取締役9名選任の件……………	6	■ 計算書類……………	48
第2号議案 補欠監査役1名選任の件…………	12	■ 監査報告書……………	50

第149回定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2021年 **6 月 24 日** (木曜日) 午前 **10 時** (受付開始 午前 9 時)

場 所 **株式会社 松 風 (本社 厚生館)**
京都市東山区福稲上高松町11番地

会 議 の 目 的 事 項

**報告事項：①第149期 (2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日まで) 事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件**

**②第149期 (2020年 4 月 1 日から2021年 3 月31日まで) 計算書類
報告の件**

決議事項：第 1 号議案 取締役 9 名選任の件
第 2 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁の案内に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は 1 名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.shofu.co.jp/ir/contents/hp1330/index.php?No=913&CNo=1330>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページに掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時【受付開始：午前9時】

事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

インターネット等による議決権行使



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。詳細は次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

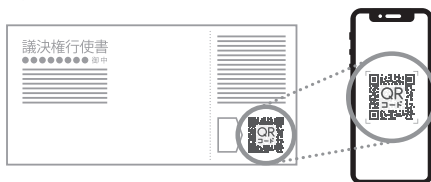
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使について

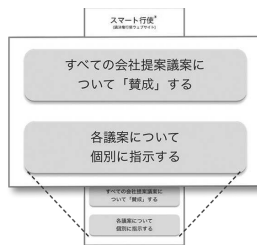
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

スマート行使による議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

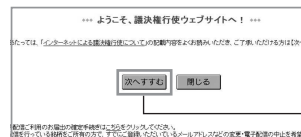
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定して下さい。
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

☎ 0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社第149回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主のみなさまにおかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主のみなさまへのお願い

- ・株主総会へのご出席に際しましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・本総会におきましては、極力、書面又はインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用及び会場各所に設置しておりますアルコール消毒液での手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場の座席は、間隔を広げ、余裕をもった配置とさせていただきます。そのため、満席となりました場合は入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、株主様同士の間隔を確保するため、座席のご移動をお願いする場合がございます。

3. 当社の対応

- ・役員及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・本年より、ご来場の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、飲料のご提供も控えさせていただきます。
- ・ご入場前にサーモグラフィー等による検温を実施させていただきます。37.5℃以上の発熱が認められた方には、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ・体調がすぐれないように見受けられる方には、運営スタッフがお声を掛けさせていただき、ご入場の制限やご退場をお願いする場合がございます。
- ・株主総会の議事は、昨年と同様、円滑な進行となる方法を検討しております。

なお、今後の状況によりましては、上記の内容を更新する場合がございますので、適宜当社ホームページ(<https://www.shofu.co.jp/>)をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役 根来紀行、藤島 亘、山寄文孝、村上和彦、高見哲夫、鈴木基市、西田憲司、西村大三及び中島祥行の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、9名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 ね 根 ろ 紀 行	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任 ふ じ 藤 島 亘	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 総務・ネイル事業担当
3	再任 や ま 山 寄 文 孝	取締役常務執行役員 総合企画担当
4	再任 む ら 村 上 和 彦	取締役常務執行役員 国際担当
5	再任 た か 高 見 哲 夫	取締役常務執行役員 営業担当
6	再任 す ず 鈴 木 基 市	社外取締役 独立役員 取締役
7	再任 に し 西 田 憲 司	社外取締役 独立役員 取締役
8	再任 に し 西 村 大 三	社外取締役 独立役員 取締役
9	再任 な か 中 島 祥 行	社外取締役 取締役

候補者番号

1

再任

ね ごろ

根来

のり ゆき

紀行

(1956年3月9日生)

所有する当社の株式の数

74,444株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年3月	当社入社	2009年4月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当
2003年6月	取締役研究開発部長	2009年6月	取締役社長(代表取締役)
2007年7月	常務取締役研究開発部長	2015年6月	代表取締役社長 社長執行役員 (現在)
2008年6月	常務取締役 研究開発・技術・生産担当兼 研究開発部長		

<取締役候補者とした理由>

根来紀行氏は、当社入社後、研究開発部門において製品開発に携わり、研究開発・技術・生産担当役員などを務めた経験から当社事業における専門性や業務にも精通しております。代表取締役社長就任後は、当社のあるべき姿を打ち出し、その実現のためにリーダーシップを発揮して事業の成長と拡大の実績を重ねております。今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

再任

ふじ しま

藤島

わたる

亘

(1954年8月26日生)

所有する当社の株式の数

43,377株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年3月	当社入社	2015年4月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼ネイル事業部長
2009年4月	財務部長	2015年6月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼ネイル事業部長
2011年6月	執行役員財務部長	2016年4月	代表取締役 専務執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当
2012年6月	常務取締役財務・人事・総務・ 総合企画担当	2018年6月	代表取締役 副社長執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業 担当
2013年6月	常務取締役財務・人事・総務・ ネイル事業担当	2020年6月	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 総務・ネイル事業 担当(現在)
2014年6月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当		
2014年12月	専務取締役(代表取締役) 財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼財務部長兼ネイル事業部 長		

<取締役候補者とした理由>

藤島亘氏は、金融や経理業務に関する経験や知識を有しており、当社入社後も財務・人事・総務・ネイル事業の担当役員を務めた経験から、主に経営及び管理業務全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。代表取締役就任後は、経営基盤及びコーポレートガバナンスの強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のための的確な意思決定や監督ができるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

やま ぎき

山 寄

ふみ たか

文 孝

(1961年5月27日生)

所有する当社の株式の数

27,483株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社

2008年 4 月 総合企画部長

2011年 6 月 執行役員総合企画部長

2013年 6 月 取締役総合企画担当

2015年 6 月 取締役常務執行役員
総合企画担当(現在)

<取締役候補者とした理由>

山寄文孝氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり経営企画・管理業務に携わり、当社グループの経営を統括する総合企画の部門長を務めた経験から、主に経営全般における豊富な実績・経験と知見を有しております。総合企画担当役員就任後は、当社グループの経営方針・戦略の策定・推進に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

再任

むら かみ

村 上

かず ひこ

和 彦

(1958年4月26日生)

所有する当社の株式の数

25,877株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3 月 当社入社

2011年 4 月 国際部長

2015年 6 月 執行役員国際部長

2017年 6 月 取締役常務執行役員国際部長

2018年 4 月 取締役常務執行役員国際担当
(現在)

<取締役候補者とした理由>

村上和彦氏は、当社入社後、財務部門を経て長年にわたり海外事業に携わり、海外駐在や海外営業の部門長を務めた経験から、主に海外事業における豊富な実績・経験と知見を有しております。国際担当役員就任後は、当社グループの海外事業の拡大に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

再任

たか み

てつ お

高見 哲夫 (1960年6月22日生)

所有する当社の株式の数 14,019株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3 月	当社入社	2019年 4 月	執行役員営業部長
2012年 6 月	営業部長	2019年 6 月	常務執行役員営業部長
2015年 4 月	営業部東京支社長	2020年 6 月	取締役常務執行役員営業担当兼 営業部長
2015年 6 月	執行役員営業部東京支社長	2021年 4 月	取締役常務執行役員営業担当 (現在)
2018年 4 月	執行役員営業部長兼東京支社長		

<取締役候補者とした理由>

高見哲夫氏は、当社入社後、長年にわたり国内営業に携わり、国内販売拠点の責任者や国内営業の部門長を務めた経験から、主に歯科業界の営業における豊富な実績・経験と知見を有しております。営業担当役員就任後は、国内事業の基盤強化に貢献しており、今後も当社の取締役として、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

再任

社外取締役

独立役員

すず き

き いち

鈴木 基市 (1949年5月23日生)

所有する当社の株式の数 14,689株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4 月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社	2013年 4 月	三井化学株式会社取締役 (2013年6月退任)
2003年 6 月	三井化学株式会社執行役員		三井化学アグロ株式会社 代表取締役会長
2007年 4 月	三井化学株式会社常務執行役員		
2007年 6 月	三井化学株式会社常務取締役	2015年 4 月	三井化学アグロ株式会社 相談役(2017年6月退任)
2009年 6 月	三井化学株式会社専務取締役	2015年 6 月	当社取締役(現在)
2012年 4 月	三井化学株式会社 取締役専務執行役員		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

鈴木基市氏は、社外取締役候補者であります。
鈴木基市氏は、過去に三井化学株式会社の専務取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経営経験者としての経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。
鈴木基市氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役6年であります。

候補者番号

7

再任

社外取締役

独立役員

にし だ けん じ

西田 憲司 (1947年5月5日生)

所有する当社の株式の数 21,852株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年7月	監査法人中央会計事務所入所 (1982年5月退所)	2001年6月	当社監査役
1975年12月	公認会計士登録	2015年6月	当社取締役(現在)
1977年5月	税理士登録	2016年1月	烏丸会計事務所(現在)
1982年5月	西田憲司公認会計士事務所 開設(現在)		
	西田憲司税理士事務所 (現烏丸会計事務所)開設		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西田憲司氏は、社外取締役候補者であります。
西田憲司氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
西田憲司氏の当社社外役員就任期間は、社外監査役14年、社外取締役6年であります。

候補者番号

8

再任

社外取締役

独立役員

にし むら だい ぞう

西村 大三 (1959年5月5日生)

所有する当社の株式の数 528株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年10月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入所 (1990年10月退所)	1998年1月	大手前監査法人社員
1991年3月	公認会計士登録	2004年3月	大手前監査法人代表社員(現在)
	西村公認会計士事務所開設(現在)	2012年6月	学校法人京都産業大学監事 (2020年5月退任)
1994年4月	税理士登録	2020年6月	当社取締役(現在)
	西村大三税理士事務所開設(現在)		

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

西村大三氏は、社外取締役候補者であります。
西村大三氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しています。社外取締役として、経験や見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として客観的な立場から当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。
西村大三氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役1年であります。

候補者番号

9

再任

社外取締役

なか じま

中島

よし ゆき

祥行

(1961年11月11日生)

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)ライフサイエンス研究所入社	2015年 6 月	サンメディカル株式会社取締役(現在)
2015年 4 月	三井化学株式会社 H-プロジェクト室長(現在) エムシーデンタルホールディング スインターナショナル合同会社 職務執行者(現在)	2018年 4 月	DENTCA,Inc. 取締役(現在)
		2020年 6 月	当社取締役(現在)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

中島祥行氏は、社外取締役候補者であります。

中島祥行氏は、重要な業務提携先である三井化学株式会社の業務執行者として、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見を有しております。社外取締役として、経験と見識に基づくご助言をいただくなど、当社経営を適切に監督いただいております。今後も社外取締役として当社経営に対する適切な監督をいただくとともに、経験や見識に基づくご助言等により当社の企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

中島祥行氏の当社社外役員就任期間は、社外取締役1年であります。

- (注) 1. 中島祥行氏は、当社と同じく歯科材料の製造・販売を行うサンメディカル株式会社の取締役に就任しています。なお、同社は、当社の持分法適用会社であり、特定関係事業者に該当します。
2. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 当社は鈴木基市氏、西田憲司氏、西村大三氏及び中島祥行氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定です。
5. 鈴木基市氏、西田憲司氏及び西村大三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は鈴木基市氏、西田憲司氏及び西村大三氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ています。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

こ ばやし きょう こ
小林 京子 (1972年7月22日生) 所有する当社の株式の数 0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

新任 社外監査役 独立役員	1999年4月	弁護士登録 色川法律事務所入所	2018年2月	川上塗料株式会社 社外監査役(現在)
	2009年9月	シャープ株式会社法務室出向	2020年6月	三菱ロジスネクスト株式会社 社外取締役(現在)
	2014年9月	色川法律事務所復帰		
	2018年1月	色川法律事務所パートナー (現在)		

<補欠監査役候補者とした理由>

小林京子氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 小林京子氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 小林京子氏の戸籍上の氏名は、中野京子であります。
 3. 小林京子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 4. 小林京子氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
 5. 小林京子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。小林京子氏が社外監査役として就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 7. 小林京子氏は、2021年6月24日付で、日本ピラー工業株式会社の社外取締役(監査等委員)に就任する予定です。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下、コロナ禍）の影響に伴う経済活動の制限により、企業収益や雇用環境が大幅に悪化した後、各国が実施した各種政策の効果から回復の兆しが見られましたが、未だ感染症の収束目途は立っておらず、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。国内経済においても、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る動きが広がる一方で、感染症の再拡大により社会経済活動が制限されるなど、依然として厳しい状況が続きました。

当歯科業界におきましては、ロックダウンや外出禁止令等の影響から、世界規模で歯科診療の受診機会が減少し、歯科材料・機器の需要が伸び悩むとともに、歯科医療のデジタル化を巡る競争の激しさが増すなど、引き続き厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは第三次中期経営計画の最終年度として、コロナ禍の影響の極小化に努めながら、国内市場でのプレゼンスを維持・拡大しつつ、海外事業の拡大を目指すという方針のもと、積極的な事業活動を展開いたしました。

具体的には、国内外においてWEBシステムを活用したオンラインセミナーや販売促進ツールを展開するほか、デジタル歯科分野においてCAD/CAM関連製品を積極的に市場投入いたしました。また、ブラジルやインドを中心に新興国の販売網の整備に取り組んだほか、ベトナムの製造子会社において、2021年秋の稼働に向けた準備を進めるなど、コロナ禍において事業活動の制約を受ける中でも、将来の成長を見据えた取組みを積極的に実施いたしました。

さらに、三井化学株式会社(以下「三井化学」)及びその子会社であるサンメディカル株式会社(以下「サンメディカル」)との間で締結していた歯科材料事業に関する業務・資本提携の更なる強化を図るため、三井化学と新たな資本業務提携契約を締結しました。これに併せて当社は、三井化学に対して第三者割当により新株式の発行を行い、三井化学が当社の発行済株式総数の20%を保有することになり、当社は三井化学の持分法適用会社となりました。また、三井化学からサンメディカルの株式(発行済株式総数の20%)を相対取引により取得し、サンメディカルを持分法適用会社といたしました。

しかしながら、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業とともに、売上高が伸び悩み、当連結会計年度の売上高は、24,680百万円と前年同期比1,428百万円(5.5%)の減収となりました。

営業利益は、広告宣伝費用などの販売費及び一般管理費が減少したため、2,300百万円と前年同期比89百万円(4.1%)の増益となりました。

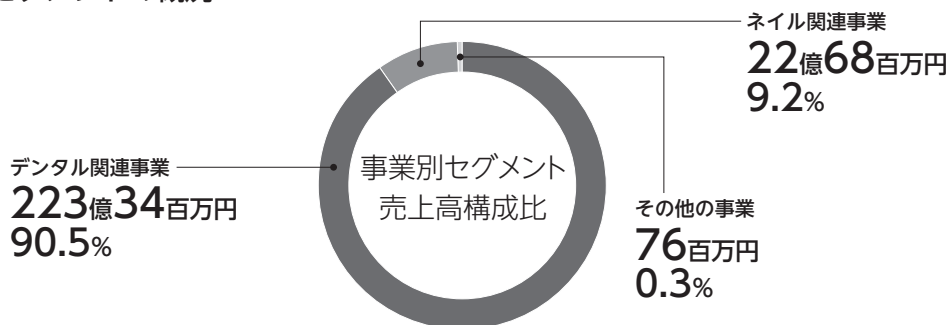
経常利益は、為替差益を営業外収益に計上したことなどにより、増益幅が拡大し、2,523百万円と前年同期比534百万円(26.9%)の増益となりました。

特別損失として米国子会社における送金詐欺損失などを計上した結果、税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は、1,674百万円と前年同期比969百万円(137.5%)の増益となり、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高益を更新しました。

なお、2021年1月20日に公表いたしましたとおり、米国子会社において、2020年12月、悪意ある第三者による虚偽の指示に基づき、101百万円を流出させる事案が発生いたしました。被害発覚後、直ちに現地の捜査機関に対して被害届を提出するとともに、当社グループの各社に対して注意喚起を行いました。その後、外部の弁護士を含む社内対策チームで調査を進めてまいりましたが、内部関係者の関与は確認されておりません。株主のみなさまにはご心配をお掛けしておりますが、今後の再発防止に向けては、グループガバナンス体制の強化や情報セキュリティに関する注意喚起・教育の徹底に取り組んでまいり所存であります。

売上高	246億80百万円 前期比 5.5%減	経常利益	25億23百万円 前期比 26.9%増
営業利益	23億00百万円 前期比 4.1%増	親会社株主に帰属する 当期純利益	16億74百万円 前期比 137.5%増

■ 事業別セグメントの概況

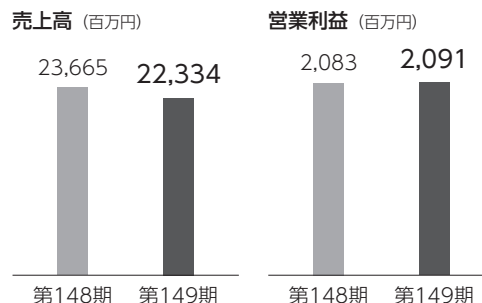


■ デンタル関連事業

国内では、前期に市場投入したデジタル口腔撮影装置「アイススペシャル C-IV」やCAD/CAM関連の新製品が好調に推移いたしました。また、コロナ禍の影響による歯科診療の受診機会の減少や営業活動の制限などにより、各製品分野において総じて売上が減少し、前年同期比減収となりました。

海外では、中国や欧州で堅調に推移したものの、ロックダウンや外出禁止令などの影響により、北米・中南米などで売上が減少し、さらに為替の影響もあり、前年同期比減収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、22,334百万円と前年同期比1,330百万円(5.6%)の減収となりましたが、販売費及び一般管理費の減少により、営業利益は2,091百万円と前年同期比7百万円(0.4%)の増益となりました。

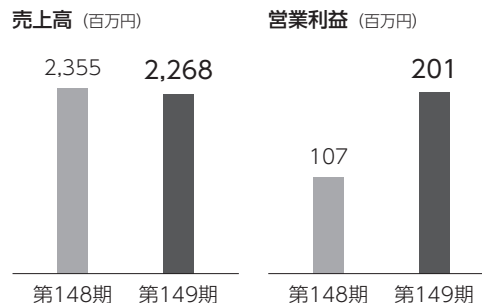


■ ネイル関連事業

国内におきましては、著名なネイリストとタイアップしたジェルネイル製品「ageha」や自宅で使えるジェルネイル製品「by Nail Labo」の売上が堅調に推移いたしました。また、ネイルサロンの一時休業や主要展示会の中止等の影響により売上が減少し、前年同期比減収となりました。

海外におきましては、米国においてSNSを活用したプロモーション活動が功を奏し、WEB販売を中心に売上げを伸ばしたほか、台湾においても主力のジェルネイル製品の認知度が高まり、売上が増加したことから、前年同期比増収となりました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、2,268百万円と前年同期比86百万円(3.7%)の減収となりましたが、販売費及び一般管理費の減少により、営業利益は201百万円と前年同期比94百万円(87.9%)の増益となりました。



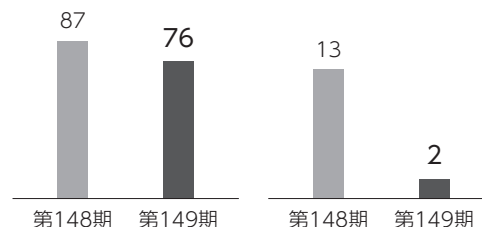
■ その他の事業

その他の事業におきましては、コロナ禍に伴う工業界全体の生産調整の影響を受け、工業用研磨材の受注は減少しました。

これらの結果、その他の事業の売上高は、76百万円と前年同期比10百万円(12.3%)の減収となり、営業利益は2百万円と前年同期比11百万円(84.4%)の減益となりました。

売上高 (百万円)

営業利益 (百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、10億97百万円であります。その主なものは、新たに設立したベトナムの製造子会社SHOFU Products Vietnam Co., Ltdの建設費用3億27百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第146期	第147期	第148期	第149期 (当期)
	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高(百万円)	24,031	24,915	26,108	24,680
経 常 利 益(百万円)	1,565	1,709	1,988	2,523
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	877	1,201	704	1,674
1株当たり当期純利益	55円20銭	75円54銭	44円24銭	96円29銭
総 資 産(百万円)	30,890	30,161	29,834	37,813
純 資 産(百万円)	24,157	24,383	23,936	30,198

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第147期の期首から適用しており、第146期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

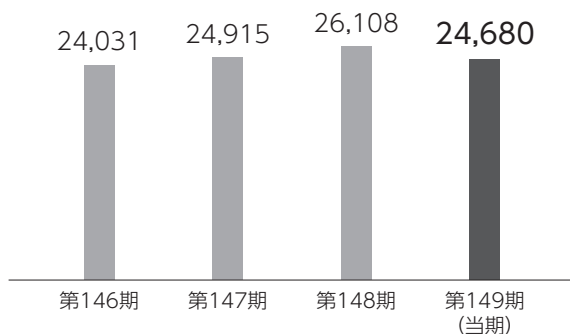
②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第146期	第147期	第148期	第149期 (当期)
	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高(百万円)	15,741	16,267	17,373	15,623
経 常 利 益(百万円)	960	893	1,518	1,168
当 期 純 利 益(百万円)	810	757	1,183	988
1株当たり当期純利益	51円00銭	47円64銭	74円30銭	56円85銭
総 資 産(百万円)	26,662	25,560	26,274	32,237
純 資 産(百万円)	21,309	21,285	21,792	26,420

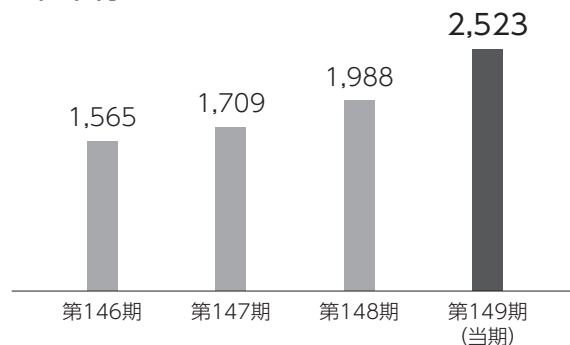
(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第147期の期首から適用しており、第146期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

連結業績推移グラフ

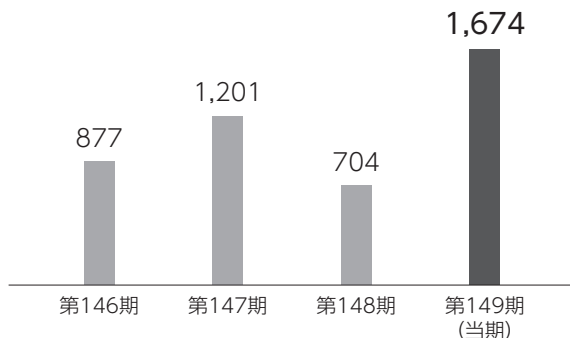
売上高 (百万円)



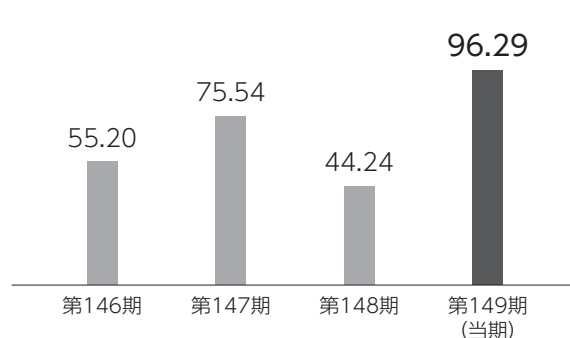
経常利益 (百万円)



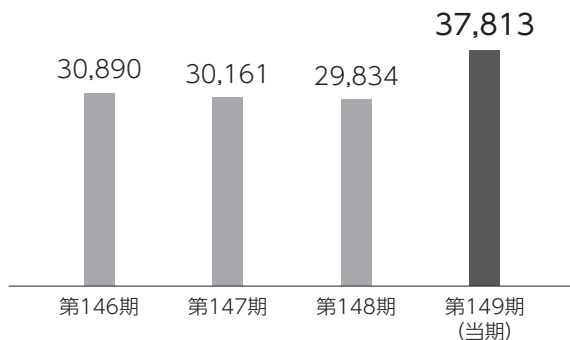
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



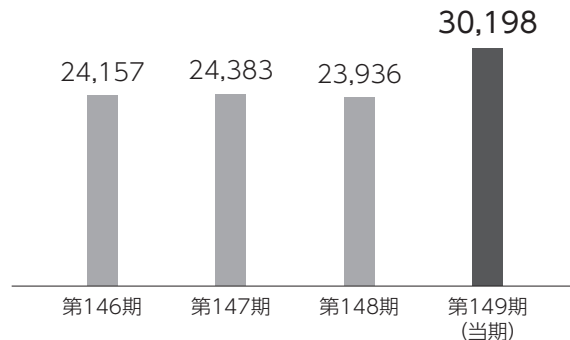
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(6) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、世界各国で新型コロナウイルスワクチンが普及し、感染者の減少による経済の回復が期待される一方で、感染力の強い変異株の流行が懸念されるなど、今後とも予断を許さない状況が続くものと予想されます。

歯科業界におきましては、引き続きコロナ禍の影響を受けることが見込まれるものの、健康長寿社会の実現やクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上に向けて、歯科医療や口腔健康管理の重要性への国民の理解は深まりつつあり、歯科医療に対する社会の期待はますます高まっていくものと考えております。

このような状況の中、当社グループは「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、世界の歯科医療への貢献度をより高めていくため、連結売上高500億円、連結営業利益75億円という“当社のあるべき姿”の実現を目指し、引き続き以下の項目を目標達成のための重点課題に位置付けて取り組んでまいります。

- ①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入
- ②販売網の整備、販売拠点の整備、国内外学術ネットワークの構築
- ③生産拠点の再配置、海外生産の拡大
- ④海外展開を積極的に推進するための人材育成・確保
- ⑤資金需要の拡大に対応するための資金調達
- ⑥M&A（事業提携・技術提携、事業買収）の推進

2021年4月より新たにスタートした第四次中期経営計画では、2022年に創立100周年を迎える当社グループが更なる成長に向けた確固たる礎を構築するため、当社グループの総力を挙げて事業展開のスピードを加速させ、重点課題の施策を着実に実行してまいります。

具体的には、デンタル関連事業におきましては、販売地域に適合した新製品開発の迅速化を図るとともに、世界各国の法規制への対応や当社製品を販売するための承認申請体制の強化を進めてまいります。国内においては、アフターコロナを見据えた効率的な営業活動の推進や歯科医療従事者への情報提供活動の強化を図るとともに、海外においては各地域での販売網の拡充と積極的な学術活動を展開してまいります。また、三井化学及びサンメディカルとシナジー創出に向けた連携強化を進めるとともに、グループガバナンスの実効性を高めるため、内部管理体制の充実を図り、当社グループの中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

ネイル関連事業におきましては、ネイリストとの一層の関係強化を図り、市場ニーズを捉えた商品開発と積極的なプロモーション活動を展開してまいります。

その他の事業におきましては、新規販売ルートの開拓や新製品開発の推進により、売上拡大に繋げてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの事業は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材類

(8) 企業集団の主要な拠点（2021年3月31日現在）

当社	本社及び営業所	本社（京都市東山区）、東京支社（東京都文京区）、札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（仙台市青葉区）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、大阪営業所（大阪府吹田市）、京都営業所（京都市東山区）、福岡営業所（福岡市博多区）
	工場	京都市東山区
子会社	国内	株式会社滋賀松風（滋賀県甲賀市）
		株式会社松風プロダクツ京都（京都府久世郡久御山町）
		松風バイオフィックス株式会社（東京都文京区）
		株式会社ネイルラボ（東京都渋谷区）
	海外	SHOFU Dental Corp.（アメリカ）
		SHOFU Dental GmbH（ドイツ）
		Advanced Healthcare Ltd.（イギリス）
		上海松風歯科材料有限公司（中国）
		松風歯科器材貿易(上海)有限公司（中国）
		SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
		Merz Dental GmbH（ドイツ）
		SHOFU Dental India Pvt. Ltd.（インド）
		Nail Labo Inc.（アメリカ）
		台湾娜拉波股份有限公司（台湾）
		SHOFU Products Vietnam Co., Ltd（ベトナム）
持分法適用会社	国内	サンメディカル株式会社（滋賀県守山市）

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,206名	17名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
468名	15名増	43.42歳	17.57年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（6名）を含んでおります。
2. 上記の従業員数には、臨時従業員（107名）、当社からの出向者（14名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株 式 会 社 京 都 銀 行	1,146百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	264百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	132百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	132百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	200百万円

- (注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	―百万円
差引残高	4,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corp.	84千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	歯科材料の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
Advanced Healthcare Ltd.	2,240千英ポンド	100.0%	歯科材料の研究開発及び製造販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科材料及び工業用材料の製造販売
上海松風歯科材料有限公司	25,953千人民元	100.0%	歯科材料の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	7,408千人民元	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	2,600千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の輸出入並びに販売
松風バイオフィックス株式会社	300,000千円	100.0%	歯科材料及び機器の販売
Merz Dental GmbH	3,100千ユーロ	100.0%	歯科材料及び機器の研究開発並びに製造販売
SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	200,000千インドルピー	100.0%	歯科材料及び機器の輸入並びに販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	ネイルケア用品及び機器の製造、輸出入並びに販売
Nail Labo Inc.	750千米ドル	100.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入並びに販売
台湾娜拉波股份有限公司	10,000千台湾ドル	70.0%	ネイルケア用品及び機器の輸出入並びに販売
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd	6,364千米ドル	100.0%	歯科材料及び機器の製造

③重要な持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
サンメディカル株式会社	100,000千円	20.0%	歯科材料その他医療用具の製造、販売及び輸出入

④事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

Ⅱ．株式会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 64,000,000株

(2) 発行済株式の総数 17,894,089株

（注）2020年6月15日を払込期日として、三井化学株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し、新株式発行を行ったことにより、発行済株式の総数は1,780,000株増加しております。

(3) 株主数 12,347名（前期末比408名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
三井化学株式会社	3,580	20.15
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	964	5.43
株式会社京都銀行	712	4.01
日本生命保険相互会社	646	3.63
株式会社滋賀銀行	602	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	534	3.00
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	451	2.54
三井住友信託銀行株式会社	364	2.04
松風社員持株会	359	2.02
株式会社SCREENホールディングス	330	1.85

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。

2. 当社は、自己株式を132千株保有しております。

3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	19,257株	5名

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第 1 回新株予約権 (2011年6月28日)	69個	普 通 株 式 6,900株	1 個当たり 67,000円	1 株当たり 1 円	2011年7月15日 ～2041年7月14日
第 2 回新株予約権 (2012年6月27日)	118個	普 通 株 式 11,800株	1 個当たり 76,500円	1 株当たり 1 円	2012年7月14日 ～2042年7月13日
第 3 回新株予約権 (2013年6月26日)	143個	普 通 株 式 14,300株	1 個当たり 79,900円	1 株当たり 1 円	2013年7月18日 ～2043年7月17日
第 4 回新株予約権 (2014年6月26日)	179個	普 通 株 式 17,900株	1 個当たり 84,900円	1 株当たり 1 円	2014年7月16日 ～2044年7月15日
第 5 回新株予約権 (2015年6月25日)	145個	普 通 株 式 14,500株	1 個当たり 121,500円	1 株当たり 1 円	2015年7月15日 ～2045年7月14日
第 6 回新株予約権 (2016年6月28日)	133個	普 通 株 式 13,300株	1 個当たり 132,500円	1 株当たり 1 円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
第 7 回新株予約権 (2017年6月27日)	163個	普 通 株 式 16,300株	1 個当たり 123,900円	1 株当たり 1 円	2017年7月20日 ～2047年7月19日
第 8 回新株予約権 (2018年6月26日)	159個	普 通 株 式 15,900株	1 個当たり 128,500円	1 株当たり 1 円	2018年7月19日 ～2048年7月18日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く。)	第1回新株予約権	50個	5,000株	1名
	第2回新株予約権	73個	7,300株	2名
	第3回新株予約権	86個	8,600株	3名
	第4回新株予約権	103個	10,300株	3名
	第5回新株予約権	83個	8,300株	5名
	第6回新株予約権	75個	7,500株	5名
	第7回新株予約権	96個	9,600株	5名
	第8回新株予約権	94個	9,400株	5名

Ⅳ. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	根 来 紀 行		
代 表 取 締 役 副社長執行役員	藤 島 亘	社長補佐 兼 総務・ネイル事業担当	
取 締 役 常務執行役員	山 寄 文 孝	総合企画担当	
取 締 役 常務執行役員	村 上 和 彦	国際担当	
取 締 役 常務執行役員	高 見 哲 夫	営業担当 兼 営業部長	
取 締 役	鈴 木 基 市		
取 締 役	西 田 憲 司		公認会計士・税理士
取 締 役	西 村 大 三		公認会計士・税理士 大手前監査法人 代表社員
取 締 役	中 島 祥 行		三井化学株式会社 Hープロジェクト室長 エムシーデンタルホールディングス インターナショナル合同会社 職務執行者 サンメディカル株式会社 取締役 DENTCA,Inc. 取締役
常 勤 監 査 役	青 柳 隆 雄		
常 勤 監 査 役	川 嶋 輝		
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 オプテックスグループ株式会社 社外取締役(監査等委員) シーシーエス株式会社 監査役
監 査 役	神 本 満 男		公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 鈴木基市氏、西田憲司氏、西村大三氏及び中島祥行氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 西田憲司氏及び西村大三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役 神本満男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 鈴木基市氏、西田憲司氏及び西村大三氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は各氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
6. 監査役 酒見康史氏及び神本満男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は両氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
7. 当期中の取締役の異動

- (1) 2020年6月24日開催の第148回定時株主総会において、新たに高見哲夫氏、西村大三氏及び中島祥行氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2020年6月24日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって、近持貴之氏及び出口幹人氏が任期満了により取締役に退任いたしました。
- (3) 2020年6月24日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
藤 島 亘	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 兼 総務・ネイル事業担当	代表取締役 副社長執行役員 財務・人事・総務・ネイル事業担当
高 見 哲 夫	取締役常務執行役員 営業担当 兼 営業部長	常務執行役員 営業部長

8. 当期末後の取締役の異動
2021年4月1日付をもって、下記のとおり担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
高 見 哲 夫	取締役常務執行役員 営業担当	取締役常務執行役員 営業担当 兼 営業部長

9. 当期中の監査役の異動
 - (1) 2020年6月24日開催の第148回定時株主総会において、新たに川嶋輝氏が監査役に選任され、就任いたしました。
 - (2) 2020年6月24日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって、長畑喜代志氏が任期満了により監査役に退任いたしました。

10. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務しない者）は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	近 持 貴 之	社長補佐 兼 研究開発・マーケティング担当
専務執行役員	出 口 幹 人	技術・生産担当
常務執行役員	岩 崎 聡	アジア販売子会社担当
常務執行役員	梅 田 隆 宏	財務担当 兼 財務部長
常務執行役員	寺 本 真 也	人事担当 兼 人事部長
上席執行役員	中 嶋 義 和	株式会社滋賀松風 代表取締役社長
執行役員	櫻 井 寿 紀	生産部長
執行役員	中 塚 稔 之	マーケティング部長
執行役員	若 山 隆	国際部長
執行役員	吉 本 龍 一	研究開発部長
執行役員	菅 原 順 一	営業部東京支社長
執行役員	藺 井 秀 次	生産部担当部長

11. 当期末後の執行役員の異動

2021年4月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
梅 田 隆 宏	常務執行役員 財務担当	常務執行役員 財務担当 兼 財務部長
菅 原 順 一	執行役員 営業部長	執行役員 営業部東京支社長

(2) 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、かつ株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬である取締役賞与及び取締役譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役については、業務執行から独立した立場で経営の監督及び助言を行うという職務に鑑み、固定報酬のみを支給することとしております。

・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

・業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの当社グループの業績や企業価値の向上に対する取締役の意欲を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬協議会の答申内容を踏まえた見直しを行うものとしております。

・非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主利益と連動した報酬により株主との一層の価値共有を進めることを目的に、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を毎年一定の時期に割り当てるものとしております。個々の取締役の譲渡制限付株式報酬の額の決定に際しては、当社役員に求められる能力、責任や将来の企業価値向上に向けた職責等を踏まえて決定することを基本方針とし、その割当株式の数は、株主総会決議の枠内で役位ごとに決定しております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、外部専門機関の調査による他社水準及び構成割合を考慮したうえで、上位の役位ほど固定報酬のウェイトが低くなる構成とし、指名・報酬協議会への諮問を経て決定しております。

また、決定方針の決定方法は、決定方針の原案を指名・報酬協議会に諮問し、答申内容を踏まえて、2021年2月3日開催の取締役会において決議しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、報酬等の水準は外部専門機関の調査による他社水準を考慮し、役割に応じて支給しております。なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の総額は、2015年6月25日開催の第143回定時株主総会において、賞与を含め年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、前記の取締役報酬総額とは別枠で、譲渡制限付株式を年額50百万円の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てることが、2019年6月26日開催の第147回定時株主総会で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役報酬の総額は、1998年6月26日開催の第126回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は1名）です。

④取締役及び監査役の報酬等についての内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長根来紀行が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が指名・報酬協議会に報酬案を諮問し、その答申を踏まえて権限の行使を行うこと等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議するものとしております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	220 (25)	160 (25)	42 (一)	17 (一)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	48 (12)	48 (12)	—	—	5 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等の内容及び選定理由は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結営業利益の推移は、Ⅰ. (1)事業の経過及び成果に記載のとおりであります。

2. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、以下のとおりであります。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、株主総会でご承認いただいた年額50百万円以内としております。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載の方針に基づき取締役会において決定いたします。

・譲渡制限期間

対象取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分ができません（以下「譲渡制限」という。）。

・譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、任期満了、定年等の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に譲渡制限を解除します。譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期については、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において別途定めるところによります。

・本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を無償で取得します。

なお、当該株式報酬の交付状況は、Ⅱ. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

3. 上記の人数には、2020年6月24日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

4. 上記の人数には、2020年6月24日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	西村大三	大手前監査法人	代表社員	当社と大手前監査法人の間には特別な関係はありません。
取締役	中島祥行	三井化学株式会社	H-プロジェクト室長	三井化学株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。同社との間で資本業務提携契約を締結しております。
		エムシーデンタルホールディングス インターナショナル合同会社	職務執行者	エムシーデンタルホールディングス インターナショナル合同会社は 三井化学株式会社の子会社であります。
		サンメディカル株式会社	取締役	サンメディカル株式会社は当社の持 分法適用会社であり、三井化学株式 会社の子会社であります。
		DENTCA,Inc.	取締役	DENTCA,Inc.は、三井化学株式 会社の子会社であります。
監査役	酒見康史	オプテックスグループ株式会社	社外取締役 (監査等委員)	当社とオプテックスグループ株式 会社の間には特別な関係はありませ ん。
		シーシーエス株式会社	監査役	当社とシーシーエス株式会社の間に は特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏 名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
鈴木基市	取締役会18回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西田憲司	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
西村大三	取締役会12回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
中島祥行	取締役会12回	歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する深い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
酒見康史	取締役会18回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会16回	
神本満男	取締役会18回	公認会計士及び税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	監査役会16回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は18回、監査役会の開催回数は16回であり、西村大三氏及び中島祥行氏の就任後の取締役会の開催回数は12回であります。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

鈴木基市氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

西田憲司氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬協議

会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

西村大三氏は、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬協議会及びコーポレートガバナンス会議の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

中島祥行氏は、歯科医療を中心としたヘルスケア分野に関する豊富な経験と知識を有しており、当該視点から経営への助言及び業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていただいております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	41百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易(上海)有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、Merz Dental GmbH、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、台湾娜拉波股份有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ. 株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

①取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員（執行役員含む。以下同じ）及び社員として求められる規範を明示するとともに、社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、役員及び社員が法令・定款及び社内規程を遵守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、社長執行役員の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図る。併せて社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、通報者が不利益な扱いを受けないことを明確に示すことによって、不祥事の早期発見に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限、保存方法等を定め、適切に保存し管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

松風グループのコンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布等を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

コーポレートガバナンスの強化を図るため、諮問機関としてコーポレートガバナンス会議を置き、経営戦略、計画等の議論を行うほか、代表取締役社長の諮問機関である指名・報酬協議会で取締役の選解任、報酬、後継者育成等に関する事項を審議し、公正性・透明性・客観性を担保する。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導・監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行い、企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。子会社各社は自社の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員の人事考課については監査役会の同意を得て実施する。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行う。

⑦取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役、執行役員又は社員に報告を求めることができる。監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いは受けない。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行うほか、必要に応じ子会社の取締役、社員等から報告を受ける。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

監査役は、その職務の執行に必要な費用等を会社に請求できるほか、必要に応じ、会社の費用で、外部専門家を任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は「松風グループ行動規範」を制定し、松風の役員及び社員として求められる規範を明示するとともに、当社及び国内外のすべてのグループ会社に周知徹底を図っております。また、階層別のコンプライアンス教育の実施やコンプライアンスに関する情報を定期的に発信し、コンプライアンス意識の向上に注力するとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断しております。その他、不祥事の早期発見及び是正を図るために、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、その運用状況を取締役会に報告しております。

②情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、情報の性質に応じた保存年限、保存方法等を定め、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に関する規程、ガイドラインを制定するほか、コンプライアンス、情報セキュリティ等をテーマにした教育研修を実施し、リスク回避やリスクの最小化に努めております。また、監査室による内部監査を行い、社長執行役員に結果を報告するとともに、リスクの発見やリスク対抗措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図っております。

④職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当期における取締役会は18回開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督等を行い、活発な意見交換がなされております。当社は、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導・監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行しております。また、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会では、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等、特に重要な事項を審査・決定しております。

⑤当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図っております。また、国内外の子会社の役職員に対しても「松風グループ行動規範」の周知徹底を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を強化しております。その他、子会社に対して、当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施しております。

⑥監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会及びその他の重要会議への出席、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認等を通じて、取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査室や会計監査人と緊密な連携を図るとともに、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を行っております。

Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念とともに、「質の重視と量の拡大」「変化への挑戦」を行動指針として企業価値の向上に努めております。また、当社グループでは、連結売上高500億円、連結営業利益75億円の実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源を海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組んでまいります。具体的な取組みとしては、「中期経営計画」を策定し、①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、②生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③販売網・販売拠点の整備及び国内外学術ネットワークの構築、④海外展開を積極的に進めるための人材育成・確保といった重点施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、機動性を確保することを

目的として、2011年6月の株主総会において取締役の員数を大幅に削減するとともに、業務執行に関する意思決定のスピードを速めるため、執行役員制度を導入しております。取締役8名のうち2名は独立社外取締役であります。当社は、独立社外取締役がその知見に基づき助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、利益相反に関する監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることが、独立社外取締役の主たる役割の一つと考えております。さらに、当社は、社外役員の独立性を確保するために、当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。加えて、代表取締役2名及び独立社外取締役2名で構成する「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図るとともに、すべての取締役及び監査役で構成する「コーポレートガバナンス会議」を設置し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、取締役会に対して答申しております。

なお、当社は、取締役及び監査役の、就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、外部研修等の活用を含め、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルール遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、必要情報リストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に必要な情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切ります。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるも

のとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2019年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する2019年5月9日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)の当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、そこに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに記載した本対応方針も、そこに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

利益還元の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間及び期末の年2回の配当を通じて、安定した還元を実施しております。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、2021年5月26日開催の取締役会決議により、当年度末日（2021年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり21円とさせていただきました。なお、2020年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり29円となっております。

なお、次期以降の利益還元の指標につきましては、2021年5月14日開催の取締役会において、株主様への還元の充実及び資本効率を考慮した還元の実施を目的として、従来の連結配当性向30%以上に加え、純資産配当率（DOE）1.7%を目安にすることを決議いたしました。

今後も、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	6,943	買掛金	898
受取手形及び売掛金	3,205	短期借入金	98
商品及び製品	4,815	1年内返済予定の長期借入金	584
仕掛品	1,222	未払法人税等	428
原材料及び貯蔵品	1,040	役員賞与引当金	42
その他の	611	その他の	2,159
貸倒引当金	△10	流 動 負 債 合 計	4,212
流 動 資 産 合 計	17,829		
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産		長期借入金	1,190
建物及び構築物	3,949	繰延税金負債	1,375
機械装置及び運搬具	804	退職給付に係る負債	243
土地	2,376	その他の	592
建設仮勘定	209	固 定 負 債 合 計	3,402
その他の	667	負 債 合 計	7,614
有形固定資産合計	8,008	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	340	株 主 資 本	
投資その他の資産		資本	5,968
投資有価証券	9,977	資本剰余金	6,097
繰延税金資産	98	利益剰余金	14,116
退職給付に係る資産	1,134	自己株式	△145
その他の	431	株 主 資 本 合 計	26,037
貸倒引当金	△6		
投資その他の資産合計	11,635	その他の包括利益累計額	
固 定 資 産 合 計	19,983	その他有価証券評価差額金	3,457
		為替換算調整勘定	△114
		退職給付に係る調整累計額	644
		その他の包括利益累計額合計	3,987
		新株予約権	116
		非支配株主持分	57
		純 資 産 合 計	30,198
資 産 合 計	37,813	負 債 純 資 産 合 計	37,813

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,680
売 上 原 価		11,083
売 上 総 利 益		13,596
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,296
営 業 利 益		2,300
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
受 取 配 当 金	99	
為 替 差 益	146	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	11	
会 社 費 収 入	81	
助 成 金 収 入	185	
そ の 他	142	684
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
売 上 割 引	160	
当 社 主 催 会 費	109	
株 式 交 付 費	98	
そ の 他	78	461
経 常 利 益		2,523
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	11
特 別 損 失		
在外子会社における送金詐欺損失	101	
減 損 損 失	63	164
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,370
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	651	
法 人 税 等 調 整 額	20	672
当 期 純 利 益		1,698
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		1,674

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,691	買掛金	930
受取手形	246	短期借入金	98
売掛金	3,252	1年内返済予定の長期借入金	584
商品及び製品	2,249	未払金	369
仕掛品	670	未払費用	682
材料及び貯蔵品	684	未払法人税等	191
前払費用	135	預り金	30
その他の流動資産	325	役員賞与引当金	42
貸倒引当金	△7	その他の流動負債	144
流 動 資 産 合 計	9,247	流 動 負 債 合 計	3,074
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		長期借入金	1,190
建物	1,313	長期預り保証金	321
構築物	55	長期未払金	156
機械・装置	396	繰延税金負債	1,074
車両運搬具	0	固 定 負 債 合 計	2,743
工具・器具備品	286	負 債 合 計	5,817
土地	1,614	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	149	株 主 資 本	
有 形 固 定 資 産 合 計	3,817	資 本 金	5,968
無 形 固 定 資 産		資 本 剰 余 金	
ソフトウェア	89	資本準備金	6,071
その他の無形固定資産	6	その他の資本剰余金	26
無 形 固 定 資 産 合 計	95	資 本 剰 余 金 合 計	6,097
投資その他の資産		利 益 剰 余 金	
投資有価証券	6,857	利益準備金	1,118
関係会社株	11,087	その他の利益剰余金	
関係会社長期貸付金	756	配当準備金	260
従業員長期貸付金	18	固定資産圧縮積立金	8
差入保証金	46	別途積立金	740
役員退職積立金	27	繰越利益剰余金	8,798
前払年金費用	235	利 益 剰 余 金 合 計	10,925
その他の投資資金	54	自 己 株 式	△145
貸倒引当金	△5	株 主 資 本 合 計	22,846
投資その他の資産計	19,077	評価・換算差額等	
固 定 資 産 合 計	22,990	その他有価証券評価差額金	3,457
		評価・換算差額等合計	3,457
		新株予約権	116
資 産 合 計	32,237	純 資 産 合 計	26,420
		負債純資産合計	32,237

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	15,623
売 上 原 価	8,663
売 上 総 利 益	6,960
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,645
営 業 利 益	314
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
受 取 配 当 金	813
受 取 費 収 入	81
受 取 技 術 料	101
為 替 差 益	136
そ の 他	132
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10
売 上 割 引	160
当 社 主 催 会 費	108
株 式 交 付 費	98
そ の 他	40
経 常 利 益	417
特 別 利 益	1,168
固 定 資 産 売 却 益	11
特 別 損 失	
減 損 損 失	63
税 引 前 当 期 純 利 益	63
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,116
法 人 税 等 調 整 額	145
当 期 純 利 益	△17
	127
	988

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社松風

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 芳宏 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の2020年4月1日から2021年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 青 柳 隆 雄 ㊞

常勤監査役 川 嶋 輝 ㊞

社外監査役 酒 見 康 史 ㊞

社外監査役 神 本 満 男 ㊞

以 上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

株主総会 会場ご案内図

会場

京都市東山区福稲上高松町11番地
本社 厚生館

交通機関

▶京阪電車をご利用の場合

烏羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分

▶JR奈良線をご利用の場合

東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分

▶京都駅より

タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車

▶竹田駅(近鉄・地下鉄)より

京都市バス 南5系統 月輪下車

本年より、ご来場の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



※駐車スペースに限りがございます。